

**神戸市地域エネルギー電力供給事業
実施要領（公募型プロポーザル）**

1. 案件名称

神戸市地域エネルギー電力供給事業

2. 事業内容に関する事項

（1）事業目的と概要

神戸市環境局西クリーンセンターで発電した余剰電力について、一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して環境局所管の施設 23 箇所に供給することで、電力の地産地消を実現するとともに、CO₂排出量の削減と電気料金の低減を目的とする事業である。

（2）業務内容

「余剰電力売却仕様書」及び「電力需給業務仕様書」のとおり

（3）事業規模

- ・余剰電力売却（下限額）
金 899,160,000 円（消費税含む）
- ・電力需給業務（上限額）
金 1,607,617,119 円（消費税含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（5）履行場所

「余剰電力売却仕様書」及び「電力需給業務仕様書」のとおり

3. 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

「余剰電力売却仕様書」「電力需給業務仕様書」のとおり

（3）契約書

本市と契約候補者は、本事業に係る契約書の作成を行うものとする。契約書の作成においては、本市が有する「余剰電力売却契約書（案）」「電力供給契約書（案）」「委託契約約款」に基づき、本市と契約候補者間で協議を行うものとする。

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金

の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

参加資格の要件基準日は、企画提案書等の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から契約候補者の決定日までの間に、参加資格の要件を欠く事態が生じた場合や、参加申請関係書類に虚偽があった場合は、失格とする。なお、複数の事業者により構成される共同企業体が応募する場合は、その構成員すべてが次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 4・5 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「電気事業法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき電気事業法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、参加申請関係書類提出日までに電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けること
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき公告日の属する年度の前年度の 4 月 1 日から契約候補者選定までの間に同法第 31 条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

5. スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 5 年 11 月 22 日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 5 年 12 月 13 日 |
| (3) 事前登録書提出期限 | 令和 5 年 12 月 13 日 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和 5 年 12 月 20 日 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 1 月 10 日 |
| (6) 企画提案審査会（ヒアリング） | 令和 6 年 1 月 17 日（予定） |

- | | |
|---------------|---------------|
| (7) 選定結果通知 | 令和6年1月24日(予定) |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和6年2月下旬(予定) |
| (9) 事業完了 | 令和9年3月31日 |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 事前登録書の提出

ア 受付期間

令和5年11月22日から令和5年12月13日午後5時まで

イ 提出方法

「事前登録書」(様式1)に記載し、環境局施設課(power_generation@office.city.kobe.lg.jp)宛にEメールにより提出すること。件名は「【事前登録書提出】神戸市地域エネルギー電力供給事業」とすること。

ウ 参加辞退

「事前登録書」提出後、公募型プロポーザル参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式2)に記載し、環境局施設課(power_generation@office.city.kobe.lg.jp)宛にEメールにより提出すること。件名は「【参加辞退届提出】神戸市地域エネルギー電力供給事業」とすること。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和5年11月22日から令和5年12月13日午後5時まで

イ 提出方法

「質問書」(様式3)に記載し、環境局施設課(power_generation@office.city.kobe.lg.jp)宛にEメールにより提出すること。件名は「【質問書提出】神戸市地域エネルギー電力供給事業」とすること。

ウ 回答方法

令和5年12月20日午後5時までに、全ての質問と回答を事前登録者全員に対してEメールで共有を行う。

質問者が特定出来る内容や質問者の機密事項に係る内容等、他の質問者への共有が出来ないような内容は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和5年11月22日から令和6年1月10日午後5時まで

持参または郵送(必着)により提出すること。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時~正午、午後1時~午後5時とする。

イ 提出書類

参加申請書(様式4)に記載

ウ 提出部数

参加申請書(様式4)に記載

7. 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、別紙1「審査項目及び配点表」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市地域エネルギー電力供給事業事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 企画提案審査会（ヒアリング）

①開催日時、場所

企画提案書等の提出締切後、事務局にて提出書類の確認を行い、参加資格決定通知と合わせて開催案内（時間割、会場）を応募者に連絡する。（令和6年1月17日予定）

②内容・方法

企画審査会当日は、提案内容の説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員から質疑を受ける。本市からのヒアリング時間は20分程度を予定している。（提案者数により変更の可能性あり）

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、その複数の事業者のうち、別紙1「審査項目及び配点表」の内容点の小計が高い事業者を業務委託候補者とする。それも同点の場合にはくじ引きにより選定する。

オ 審査の結果、別紙1「審査項目及び配点表」の内容点の小計が42点に満たない場合は、業務委託候補者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ 1.（3）事業規模の下限額未満の金額で提案を行った場合

カ 1.（3）事業規模の上限額を超える金額で提案を行った場合

キ 別紙1「審査項目及び配点表」の内容点の小計が42点に満たない場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（２）提出先、問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号三宮プラザ EAST 2 階

神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6164）

power_generation@office.city.kobe.lg.jp